

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)  
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-2

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
淀川河川事業推進地域連携調査業務 大阪府枚方市淀川河川事務所管内 平成25年4月4日～平成26年3月31日	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 淀川河川事務所長 田井中 靖久 大阪府枚方市新町2丁目2番10号	平成25年4月3日	公益財団法人河川財団 東京都中央区日本橋小伝馬町11番9号	会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号 (公募)	88,431,000	85,050,000	96.2%	—	公財	国所管	2者	予定価格総額 98,805,000円、最終支出額は 95,392,500円である。
淀川生態環境解析調査業務 大阪府枚方市他淀川河川事務所管内 平成25年4月9日～平成26年3月31日	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 淀川河川事務所長 田井中 靖久 大阪府枚方市新町2丁目2番10号	平成25年4月8日	公益財団法人河川財団 東京都中央区日本橋小伝馬町11番9号	会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号 (公募)	55,965,000	55,965,000	100.0%	—	公財	国所管	1者	予定価格総額 70,917,000円、最終支出額は 70,875,000円である。
H25峡南地区環境検討業務 自)山梨県南巨摩郡南部町 至)山梨県西八代郡市川三郷町 H25.4.11～H26.3.31 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 甲府河川国道事務所長 吉岡 大藏 山梨県甲府市緑が丘一丁目10番1号	平成25年4月10日	財団法人道路環境・道路空間研究所 東京都江東区木場2-15-12 MAビル3F	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務は、中部横断自動車道の計画路線周辺に生息する猛禽類との共生を目指し、事業内容及び事業スケジュールを勘案した今後の調査の進め方、保全計画の立案等について学識経験者等からなる検討会を運営し、助言を受けつつ実施するものである。 本業務の遂行に当たっては、企業及び従事する配置予定技術者が当該業務に関連する資格及び実務経験を必要とすることから、簡易公募型プロポーザル方式(総合評価型)により業者の特定を行った。 財団法人 道路環境・道路空間研究所は、技術提案書及びヒアリングを総合的に評価した結果、最も優れた評価を得た。よって、会計法29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により、財団法人 道路環境・道路空間研	20,550,000	19,950,000	97.1%	2	特財	国所管	4者	予定価格総額 21,415,000円、最終支出額は 23,310,000円である。
H25荒川上流環境保全活動検討業務 荒川上流河川事務所管内 H25.4.12～H26.3.20 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 荒川上流河川事務所長 河村 賢二 埼玉県川越市新宿町3丁目12番地	平成25年4月11日	公益財団法人日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務の遂行にあたっては、官・民の多様な主体が協働し実施する持続的な環境保全活動の検討に関する専門的な知識や経験、高度な技術的検討能力が必要不可欠である。左記業者は、本業務遂行において適正な業者を選定するために、技術提案を求めた簡易プロポーザル方式により、技術的に優れた業者として特定されている。	19,761,000	19,698,000	99.7%	—	公財	国所管	1者	予定価格総額 22,197,000円、最終支出額は 22,113,000円である。

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
平成25年度 柿田川自然再生検討業務 平成25年4月17日～平成26年3月26日 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 沼津河川国道事務所長 大儀 健一 沼津市下香貫外原3244-2	平成25年4月16日	公益財団法人リバーフロント研究所 東京都中央区新川1-17-24	会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号 本業務は、柿田川における植物に関する調査及び検討、魚類に関する調査及び検討、堆積土砂撤去計画の策定及び設計検討、柿田川自然再生計画の評価を行うものである。 上記業者は、企画提案書の提出のあった2者のうち、企業及び配置予定管理技術者の実績・信頼度、業務の実施方針・実施体制、特定テーマに対する提案、ヒアリング結果について、総合的に評価を行った結果、求める業内容等に合致し、最も優れていることから特定したものである。	17,976,000	17,955,000	99.9%	—	公財	国所管	1者	—
H25渡良瀬遊水地エリア生息環境検討業務 埼玉県久喜市栗橋北 H25.4.19～H25.12.27 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 利根川上流河川事務所長 須見 徹太郎 埼玉県久喜市栗橋北二丁目19番1号	平成25年4月18日	公益財団法人日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 渡良瀬遊水地は、約33km <sup>2</sup> の面積を有する我が国最大級の遊水地であり、利根川の治水及び利水上の要の施設として機能する一方、全国でも有数の低層湿原であり、ヨシ原を基盤とする豊かな自然環境が形成されている。この渡良瀬遊水地の豊かな自然環境をいかに活用していくについては、継続的な調査や地域との意見調整を図ることが必要不可欠である。 本業務は、関東地域におけるエコロジカルネットワーク形成のため、渡良瀬遊水地エリアにおける環境の調査・検証を行い、コウノトリの生息に適した、河川環境の保全・創出を検討するものである。 本業務を遂行するためには、高度な知識や経験を必要とすることから、河川区域における効果的なコウノトリの生息環境の改善方策を検討する上での留意点などを含めた技術提案を求め、公平性、透明性及び客観性が確保される簡易型プロポーザル方式により選定を行った。 公益財団法人日本生態系協会は、「利根川上流河川事務所建設コンサルタント選定委員会」において、提出した技術提案書について、調査審議及び評価した結果、当該業務について最も適した業	9,996,000	9,975,000	99.8%	—	公財	国所管	2者	予定価格総額12,379,500円、最終支出額は12,348,000円である。
横浜港南本牧地区岸壁(—18m)(耐震)船舶航行安全対策検討調査 — H25.4.23～H26.3.24 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局京浜港湾事務所長 角 浩美 横浜市西区みなとみらい6-3-7	平成25年4月23日	公益社団法人東京湾海難防止協会 横浜市中区海岸通り3-9	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3項 簡易公募型プロポーザル方式を採用し、提出された技術提案書を総合的に評価した結果、最も優れていると評価された者を契約の相手方として特定したため。 (簡易公募型プロポーザル)	47,966,884	45,990,000	95.9%	6	公社	国所管	1者	最終支出金額は、46,662,000円である。
神戸中央航路等整備に伴う船舶航行安全対策検討業務 — H25.4.26～H25.9.30 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 神戸港湾事務所長 神戸港湾事務所 神戸市中央区小野浜町7番30号	平成25年4月26日	公益社団法人神戸海難防止研究会 神戸市中央区海岸通5番地	会計法第29条の3第4項 簡易公募型プロポーザル方式により技術提案の公募を行い、契約の相手方を特定した	12,936,000	12,810,000	99.0%	5	公社	国所管	1者	—
東京湾口航路航路安全対策調査 — H25.5.10～H26.3.20 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局東京湾口航路事務所長 柳沢 雄博 横須賀市新港町13	平成25年5月10日	公益社団法人東京湾海難防止協会 横浜市中区海岸通り3-9	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3項 簡易公募型プロポーザル方式を採用し、提出された技術提案書を総合的に評価した結果、最も優れていると評価された者を契約の相手方として特定したため。 (簡易公募型プロポーザル)	7,666,072	6,972,000	90.9%	6	公社	国所管	1者	—

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
高松港朝日地区航行安全対策業務 — H25.5.21～H25.9.6 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 高松港湾・空港整備事務所長 久米 英輝 香川県高松市浜ノ町72-9	平成25年5月21日	公益社団法人瀬戸内海海上安全協会 広島県広島市南区的場町1丁目3番6号	予算決算及び会計令第99条の2 本業務の契約方式は、一般競争契約(総合評価)で入札を行ったが、電子入札により2度の入札を行ったが予定価格の制限の範囲内の入札とならなかった。 そのため、予算決算及び会計令第99条の2による随意契約(不落随契)に移行し、見積書を提出させたところ、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって見積書を提出した当該業者と契約に至った。	9,345,000	9,240,000	98.9%	1	公社	国所管	1者	最終支出金額は、12,757,500円である。
大阪港主幹路工事等に伴う航行安全情報管理業務 — H25.5.22～H26.3.31 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 近畿地方整備局副局長 田邊 俊郎 近畿地方整備局 神戸市中央区海岸通29	平成25年5月22日	公益社団法人神戸海難防止研究会 神戸市中央区海岸通5番地	会計法第29条の3第4項 簡易公募型プロポーザル方式により技術提案の公募を行い、契約の相手方を特定した	95,296,950	94,710,000	99.4%	5	公社	国所管	2者	—
猪名川流域環境調査とりまとめ業務 大阪府池田市上池田2丁目2番39号 平成25年5月29日～平成26年3月25日	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 猪名川河川事務所長 大谷 悟 猪名川河川事務所 大阪府池田市上池田2-2-39	平成25年5月28日	公益財団法人河川財団 東京都中央区日本橋小伝馬町11番9号	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号 (公募)	18,543,000	18,375,000	99.1%	—	公財	国所管	1者	—
猪名川事業推進地域連携調査業務 大阪府池田市上池田2丁目2番39号 平成25年5月29日～平成26年3月20日	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 猪名川河川事務所長 大谷 悟 猪名川河川事務所 大阪府池田市上池田2-2-39	平成25年5月28日	公益財団法人河川財団 東京都中央区日本橋小伝馬町11番9号	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号 (公募)	9,324,000	9,240,000	99.1%	—	公財	国所管	1者	予定価格総額 11,896,500円、最終支出額は 11,812,500円である。
川崎港臨港道路東扇島水江町線船舶航行安全対策検討調査 — H25.5.31～H26.3.17 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局浜港湾事務所長 角 浩美 横浜市西区みなとみらい6-3-7	平成25年5月31日	公益社団法人東京湾海難防止協会 横浜市中区海岸通り3-9	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3項 簡易公募型プロポーザル方式を採用し、提出された技術提案書を総合的に評価した結果、最も優れていると評価された者を契約の相手方として特定したため。 (簡易公募型プロポーザル)	10,050,353	9,985,500	99.4%	6	公社	国所管	1者	—
東北地方の港湾の将来像に関する検討業務 — H25.6.6～H26.3.24 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 東北地方整備局副局長 梶原 康之 東北地方整備局 仙台市青葉区花京院1-1-20	平成25年6月6日	公益社団法人日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	会計法第29条の3第4項 簡易公募型プロポーザル方式を採用し、提出された技術提案書を総合的に評価した結果、最も優れていると評価された者を契約の相手方として特定したため。 (簡易公募型プロポーザル)	12,883,500	11,340,000	88.0%	—	公社	国所管	2者	最終支出金額は、9,765,000円である。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。  
(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。